

知立市特殊詐欺対策電話機器等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者への特殊詐欺被害を未然に防止するため、予算の範囲内において交付する知立市特殊詐欺対策電話機器等購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特殊詐欺対策電話機器等 次のいずれかに該当する機器をいう。

ア 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有するもの

イ 固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器

ウ ア又はイの機能を内蔵する固定電話機

(2) 高齢者 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されており、申請する日の属する年度の3月31日時点で満65歳以上となる者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 高齢者又は高齢者と同一の住居に居住する者

(2) 専ら高齢者の使用の用に供するために特殊詐欺対策電話機器等を購入し、及び設置する者

(3) 過去にこの要綱に基づく補助金の適用を受けていない者

(4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が世帯の構成員でない者

(5) 特殊詐欺対策電話機器等を購入し、及び設置した後に生じた特殊詐欺対策電話機器等による損害について、市が一切の責任を負わないことについて了承する者

(6) 知立市税の滞納がない者

- (7) 特殊詐欺対策電話機器等を高齢者が居住する市内の住宅に設置することとし、転売等を目的としない者
 - (8) 同一の補助対象経費に対して他の補助金の交付を受けていない者
 - (9) 知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない者
 - (10) 前各号の要件に該当しないことが補助金の交付を受けた後に判明した場合、補助金を返還することについて了承する者
- （補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺対策電話機器等の購入若しくは設置又はその両方に係る費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、7,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき特殊詐欺対策電話機器等1台までとする。

（交付の申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺対策電話機器等を購入した後、その購入した日の属する年度末までに、知立市特殊詐欺対策電話機器等購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払手続が完了したことを証する領収書その他支払いが確認できる書類の写し
- (2) 購入し、及び設置した特殊詐欺対策電話機器等のカタログ等、その機能が確認できるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、知立市特殊詐欺対策電話機器等購入費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知

するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに知立市特殊詐欺対策電話機器等購入費補助金交付請求書（様式第3）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に規定する要件を満たしてないことが判明したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

(検査等)

第11条 市長は、交付決定者に対して、補助事業に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

知立市特殊詐欺対策電話機器等購入費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

知立市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

世帯主氏名 _____

電話番号 (_____) _____

同一の住居に居住する 65 歳以上の方について

・申請者との続柄 本人・その他 (_____)

※申請者が 65 歳未満の場合、記入してください。

・氏名・生年月日 _____ ・ _____ 年 _____ 月 _____ 日

知立市特殊詐欺対策電話機器等購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1 購入及び設置した特殊詐欺対策電話機器等の内容

装 置	外付け装置 ・ 固定電話機		
メーカー名			
品名又は型番	購入年月日	年	月 日

2 補助対象経費・内訳

補助対象経費（購入費（設置費を含む。））	金	円（税込み）
補助金交付申請額※	金	円

※補助金交付申請額：特殊詐欺対策電話機器等の購入にかかる費用×1/2
（限度額 7,000 円。100 円未満切捨て）

裏面に記載されている添付書類の提出及び誓約書の記入もしてください。

添付書類

- 1 領収書等の写し（製品名、品番（型式）、購入年月日の記載のあるもの）
- 2 設置費等を含む場合、内訳がわかる明細書（該当者のみ）
- 3 特殊詐欺対策電話機器等の機能がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

誓約書

下記の内容を読んで、□に✓を入れてください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。
- 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が同一の住居に居住する者でないこと。
- 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 特殊詐欺対策電話機器等を購入し、及び設置した後に生じた特殊詐欺対策電話機器等による損害について、市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- 特殊詐欺対策電話機器等を高齢者が居住する市内の住宅に設置し、転売等を目的として設置する者でないこと。
- 知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- 知立市税の滞納がないこと。
- 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、世帯の住民基本台帳及び納税状況を市が確認することについて了承すること。（同一住居に居住する65歳以上の高齢者と異なる世帯の者が申請する場合は、当該高齢者の同意書を提出すること。）
- 本要綱第9条に基づき、補助金の返還が決定された場合は、市に対して補助金を返還することについて了承すること。

年 月 日

申請者氏名（自署）

様式第2（第7条関係）

知立市特殊詐欺対策電話機器等購入費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

知立市長



年 月 日付けで申請のあった知立市特殊詐欺対策電話機器等購入費補助金については、知立市特殊詐欺対策電話機器等購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により交付を決定しましたので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付条件

- (1) 市長が必要と認める場合、指示をし、報告を求め、検査することがあります。
- (2) この補助金の要件を満たしていないことが判明したとき、虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還してもらいます。

様式第3（第8条関係）

知立市特殊詐欺対策電話機器等購入費補助金交付請求書

年 月 日

知立市長 様

住 所
氏 名
連絡先電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で額の交付決定を受けた
知立市特殊詐欺対策電話機器等購入費補助金について、次のとおり請求しま
す。

- 1 請求額 金 円
- 2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 組合 農協	支店 支所 出張所
口座種類	普通 ・ 貯蓄 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

※記入に関する注意

- ・ 通帳又はキャッシュカードのコピーの添付をお願いします。
- ・ 振込口座は、請求者（申請者）の口座として下さい。